

事業譲渡契約書

株式会社東京スター銀行（以下「甲」という）と東京信用組合（以下「乙」という）は、下記のとおり事業譲渡契約を締結する。

第1条（定義）

本契約書において用いる用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| ①デューデリジエンス | 乙の事業譲渡の準備のため、平成13年10月から12月にかけて実施した事業内容の開示、質問の回答および検討をいう。 |
| ②承継与信資産 | 承継資産のうち、乙から甲に譲渡される別添「承継与信資産FD」記載の乙の与信資産（与信枠を含む）の元本、利息及び遅延損害金並びに当該資産に関して債務者が負担すべき一切の費用をいう。 |
| ③承継店舗 | 承継資産のうち、乙から甲に承継される別紙1記載の本店、支店、出張所（店舗外ATMを含む）、及びそれらにかかる駐車場をいう。 |
| ④評価基準日 | 乙の事業内容を開示したデューデリジエンスの対象基準日となった平成13年3月31日をいう。 |
| ⑤調整期間 | 評価基準日の翌日から事業譲渡日の前日までの期間をいう。 |

第2条（目的）

1. 乙は本契約の定める条項に従い、平成14年7月15日（以下「事業譲渡日」という）をもって、乙の事業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受けるものとする（かかる事業の譲渡を以下「本件事業譲渡」という）。
ただし、事業譲渡日は、譲渡事務の進捗状況を勘案して、甲乙協議の上変更することができる。
2. 甲は、承継与信資産の維持保有に努め、善意かつ健全な借手との取引を堅持するものとする。

第3条（譲渡財産）

1. 甲が譲り受ける乙の財産の範囲は、事業譲渡日午前0時現在の本項1号の承継資産（のれんを含む）、本項2号の引受債務、及び本項3号の業務・争訟、並びにこれらに付随する一切の権利義務からなる。
 - (1) 承継資産
 - ① 承継与信資産

デューデリジェンスにおいて承継が必須とされた承継与信資産（以下「必須承継与信資産」という）の評価基準日現在の残高合計は、2,576,066,922円で、デューデリジェンスにおいて承継を任意と指定した承継与信資産（以下「選択承継与信資産」という）の評価基準日現在の残高合計は、894,785,239円である（金額についてはいずれも与信枠に相当する額を除く）。

- ② 承継与信資産に関する担保権及び保証並びにこれに付随する一切の権利
 - ③ 承継店舗及び承継店舗に関する設備、備品、定着物及び一切の権利・義務
 - ④ 甲及び乙間で合意した上記①、②及び③以外の動産、不動産、有価証券その他の資産
 - ⑤ のれん
- (2) 引受債務
- ① 預金債務（雜益処理済の休眠預金を含み、譲渡性預金を除く）のすべて
評価基準日現在の預金残高合計は13,582,635,456円（雜益処理済の休眠預金を除く）である。
 - ② 本契約第10条2項に規定する負債を除く、一切のその他の債務（譲渡性預金に対応する債務を含む）。
- (3) その他
- ① 中小企業等協同組合法第9条の8第1項、2項及び7項乃至9項記載の業務のうち、乙が事業譲渡日現在行っている業務のすべて。
 - ② 乙の清算法人の資産・負債または株式会社整理回収機構に承継される資産に起因する争訟を除く争訟のすべて。
2. 承継資産の譲受価格またはその算定方法は、本契約第4条に定める場合を除き、本項に定める方法による。
- (1) 承継与信資産のすべて（承継与信資産に関する担保権及び保証並びにこれに付随する一切の権利を含む）
別紙2「承継与信資産の譲受価格算定方法」記載の方法により算定した額とする。かかる方法により算出した必須承継与信資産の評価基準日現在の譲受価格合計は、2,426,616,676円であり、選択承継与信資産の評価基準日現在の譲受価格合計は、228,774,047円である（金額については、いずれも与信枠に相当する額を除く）。
- (2) 動産、不動産、有価証券その他の資産
別紙3「動産、不動産、有価証券その他の資産の譲受価格算定方法」記

載の方法により算定した額とする。

- (3) のれん代
0円とする。

第4条（後発事象等の調整）

1. 評価基準日の前後を問わず、調整期間終了までに、承継与信資産につき以下の各号の一に該当する事情が生じた場合には、甲乙協議の上、当該承継与信資産に対する引当金額の調整を行う。
 - (1) 乙が行った承継与信資産に関する契約（金銭消費貸借契約・手形貸付契約・支払承諾契約・保証契約・担保権設定契約等）の不備その他かかる契約に関連する与信資産の評価額に重大な影響を与える事由が判明した場合。
 - (2) 承継与信資産の債務者または保証人から、債務（または保証債務）不存在確認訴訟など裁判上（民事調停を含む）または裁判外の申立てがなされた場合。
 - (3) 承継与信資産の債務者（保証人を除く）が、各調整期間中に、破産・特別清算・民事再生・会社整理・特定調停もしくは会社更生の申立てを受けもしくは自ら申立てをした場合、解散した場合、または手形交換所により取引停止処分を受けた場合。
2. 乙は、本条第1項各号の一に該当する事情が生じたことまたは生じていることを、事業譲渡日以前に知った場合、甲に対し、直ちにその旨を報告しなければならない。
3. 本条1項は、承継与信資産のうち、必須承継与信資産にのみ適用される。
4. 事業譲渡日以降に生じた事由については、事由の如何にかかわらず、いかなる調整・除外も行わない。

第5条（残高調整方法）

調整期間中に、弁済等により当該承継与信資産の価額が変更された場合、および担保の解除又は追加設定により担保評価額が変更された場合において、その変更を考慮した引当金額の調整については、別途甲乙協議の上決定する。

第6条（新規与信資産）

評価基準日に与信資産がなく、その後調整期間中に新たな債務者の与信資産が生じた場合（評価基準日において債務者であった者に対する貸し出し及び新たな債務者に対する新規貸し出しを含む）において、当該与信資産の引当金額については、別途甲乙協議の上決定する。

第7条（引継・移転手続）

1. 乙は、譲渡財産の細目を記載した引継書を作成し、事業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産および関係証憑、帳簿類を甲に引渡す。
2. 前項の譲渡財産の引渡しにつき、移転行為または対抗要件としての登記、登録、承諾、通知等の諸手続を要するものについては、甲乙協力して可及的速やかにこれを行う。

第8条（資金援助）

甲は、乙の事業を譲り受ける前提として、本契約および預金保険法その他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。なお、資金援助申請については、甲および乙が協力して行うこととする。

第9条（調査）

1. 乙は、甲または甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
2. 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議の上決定する。

第10条（職員の取扱）

1. 乙の従業員の取扱いについては、甲乙別途協議の上決定する。
2. 乙は、事業譲渡日までに乙の全職員を解雇した上、乙の全職員について事業譲渡日までに発生する賃金・退職金債務その他乙との労働契約に基づき若しくはこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、甲は同債務を承継しないものとする。

第11条（与信資産の劣化防止に対する協力）

甲および乙は、乙の与信資産の劣化防止を含め円滑な事業譲渡を進めるため本契約締結後は誠実に協議し、相互に協力する。

第12条（善管注意義務）

乙は、本契約の締結日以降事業譲渡日にいたるまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ財産を管理するものとし、これに重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲と協議して実行する。

第13条（許認可申請手続）

甲および乙は、本件事業譲渡に必要な許認可申請手続をそれぞれ行い、当該許認可取得のためお互いに協力する。

第14条（危険負担）

本契約の締結日以降事業譲渡日にいたるまで、天災地変その他不可抗力により、譲渡財産に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本契約書の譲渡条件を変更することができる。

第15条（清算法人に対する協力）

甲は、本件事業譲渡後、乙が解散し清算法人となった場合には、当該清算法人の清算事務等の遂行に協力する。

第16条（費用負担）

甲が乙に提示した事業譲受に係る費用および第9条に定める調査を行うに必要な費用はすべて甲の負担とする。

ただし、本契約に定めのない事業譲渡に関して生ずる費用の負担については、別途甲乙協議することとする。

第17条（補償）

乙は、本件事業譲渡について、一切の瑕疵担保責任および事業譲渡日以降判明する一切の損失・損害の補填の責任を負わない。

第18条（表明及び保証）

- 前条の規定にもかかわらず、乙は甲に対し、本件事業譲渡に関して、別途甲乙協議の上合意される事項につき表明及び保証を行う。
- 甲は、乙に対し、本件事業譲渡に関して、別途甲乙協議の上合意される事項につき表明及び保証を行う。
- 本条の表明及び保証は、事業譲渡日以降も存続するものとする。但し、本条の表明及び保証の違反により生じる損失、損害に対する損害賠償請求は、事業譲渡日から1年以内に限ってこれを行うことができる。

第19条（守秘義務）

甲は、乙から提供される一切の情報については、平成13年8月29日付守秘義務協定書に基づき取扱う。

第20条（譲渡禁止）

甲は、乙から譲り受けた必須承継与信資産ないし選択承継与信資産を一括して第三者に譲渡してはならない。但し、善意かつ健全な借手の保護の趣旨に反しない場合を除く。

第21条（解除条項）

- 甲および乙は次のいずれかの事由が発生したときは本契約を解除できる。
- (1) 本件事業譲渡について、甲および乙が預金保険法第61条の適格性の認定を受けられなかつたとき。
 - (2) 甲が預金保険機構との間で第8条に定める資金援助に関する契約を締結できなかつたとき。
 - (3) 事業譲渡日までに、甲乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により本件事業譲渡に必要な許認可が取得できなかつたとき。
 - (4) 事業譲渡日までに、本件事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき。

第22条（規定外事項の協議）

甲および乙は、本契約に定めのない事項若しくは本契約の解釈に関して疑惑が生じた場合については、甲および乙間で取り交わした本契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い、甲乙協議して円満解決に努める。

第23条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約書の成立の証として本契約書二通を作成し、甲および乙が署名又は記名の上捺印し、各一通を保有する。

平成14年3月14日

甲

東京都港区赤坂1-6-16

株式会社 東京スター銀行
取締役頭取 大橋 宏



乙

東京都千代田区神田錦町三丁目一七番地

東京信用組合

金融整理管財人 山内 一郎

金融整理管財人 小杉 公一



第5(1) 水縫店舗

| 店舗名 | 所在地 |
|-------|---------------|
| 本店 | 千代田区神田錦町3-17 |
| 国分寺支店 | 国分寺市本多2-16-20 |
| 保谷支店 | 西東京市保谷町3-9-1 |

別紙2 承継与信資産の譲受価格算定方法

承継与信資産FDに記載される債務者ごとの債権について、以下の要領にて引当金を算定し、当該引当金を債権の事業譲渡日時点の簿価により控除して、譲受価格を計算する。

(1) 評価基準日時点での担保評価及びアンカバー引当率の確定：

| | | |
|----------|--|-------------------------|
| 与信残高 | 評価基準日時点における、債務者ごとの与信元本、未収利息、遅延損害金、その他当該資産に対して債務者が負担すべき一切の費用の合計 | (A) |
| 優良担保等 | 別途甲より乙に対して提供される資料（「承継与信資産価格明細表」）の中で、評価基準日時点での金額が明示される。 | (B) |
| 一般担保 | 承継与信資産価格明細表の中で、評価基準日時点の金額が明示される。 | (C) |
| 譲受価格 | 承継与信資産価格明細表の中で、評価基準日時点の金額が明示されるもので、甲が乙に提示したもの。 | (D) |
| 引当金 | 承継与信資産価格明細表の中で、評価基準日時点の金額が明示されるもので、右記(E)によって計算されるもの。 | (E)=(A)-(B) |
| アンカバー引当率 | 承継与信資産価格明細表の中で、評価基準日時点の金額が明示されるもので、右記(F)によって計算されるもの（但し計算上マイナスの値となる場合には、ゼロとする）。 | (F)=(E) ÷ {(A)-(B)-(C)} |

(2) 事業譲渡日時点での譲受価格の決定：

| | |
|------|--|
| 引当金 | 承継与信資産価格明細表に記載される優良担保等及び一般担保の内、事業譲渡日において有効に存在する部分により保全されない部分について、上記(F)アンカバー引当率を乗じた金額を引当金とする。 |
| 譲受価格 | 事業譲渡日時点での与信残高から上記引当金を控除した金額とする。 |

別紙3 動産、不動産、有価証券その他の資産の譲受価格算定方法

| 科目 | 価格の決定方法 |
|--------------------------------------|---|
| 現金・預け金他 | 事業譲渡時点の簿価。 |
| 国債、地方債、政府保証債、金融債、商品国債 | 甲の事業譲渡日の前営業日に、日本証券業協会が発表する「店頭基準気配」による。 |
| 保証金・権利金 | 事業譲渡時点の簿価。 |
| 未決済為替貸 | 事業譲渡時点の簿価。 |
| 代理店貸 | 事業譲渡時点の簿価。 |
| 仮払金（除く与信性） | 事業譲渡時点の簿価 |
| 与信性資産(競売予納金、供託金保証金、競売登録税、仮差押登録税等を含む) | 承継与信資産の譲受価格決定方法（別紙2）に準ずる。 |
| 営業用不動産 | 甲乙の合意により選定された不動産鑑定士の評価に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> • 乙保谷支店に係わる土地・建物につき、45,600千円とする。 • 乙国分寺支店に係わる土地・建物につき、77,000千円とする。 |
| 営業用（造作物） | 上記営業用不動産の鑑定対象とならなかった資産で、かつ価値の認められるものにつき、下記営業用動産に準じて評価する。 |
| 営業用動産 | 平成14年7月末日現在の減価償却後簿価の35%とする。 |
| 店舗関係保証金 | 事業譲渡時点の簿価。 |
| 電話加入権 | 市場価格（電話加入権取り扱い業者10社の平均的な販売価格） |